

IT導入補助金 2019

平成30年度補正 サービス等生産性向上 IT導入支援事業

最大
450万円
補助金交付!

経済産業省所管
平成30年度補正

サービス等生産性向上IT導入支援事業とは？
詳しくは <https://www.it-hojo.jp/>

■ 事業の目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性の向上に資するIT等のツールを導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ります。

■ 補助対象者

中小企業および小規模事業者等

・飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象

■ 事業内容

生産性の向上のため業務プロセスの改善と効率化に資するITツールを導入するための経費の一部を補助

- 受付開始 : 2019年5月27日(月)
- 補助対象経費区分: ソフトウェア費、導入関連等
- 補助率 : 購入総額の1/2以内

例 A類型で総額 240万円のITツールを購入した場合



■ 一次公募期間

A類型 5月27日(月)～6月12日(水)
(補助金額 40万円以上 150万円未満)

B類型 5月27日(月)～6月28日(金)
(補助金額 150万円以上 450万円以下)

申請の流れ

申請期間

A類型 6月12日まで
B類型 6月28日まで

交付決定日

A類型 6月26日
B類型 7月16日

通知受取後
速やかに

補助金請求後
1ヶ月程度を
目安に交付

2020年
4月以降

補助金申請書の作成・提出

※補助金申請は申請マイページの開設、IT導入支援者事業者による「申請マイページ」招待、経営診断ツールによる事業計画書の作成が必要になります。

交付決定の通知

ITツールのご契約

ITツールの導入

事業実施報告の作成・提出

※事業実施報告は発注、①発注・契約にかかわる証憑、②納品・検収にかかわる証憑、③支払いがなされたことがわかる証憑が必要になります。

補助金の交付

事業実施効果報告

※A類型ではITツール導入後3年間に3回、B類型ではITツール導入後5年間に5回生産性向上の状況を事務局に報告する必要があります。

お早めにご相談ください!!

IT導入補助金2019 補助対象となるITツール

～ ITツールとは ～

中小企業・小規模事業者等の労働生産性向上に資するものとして、IT導入支援事業者が補助金対象として登録しており、システム化が不十分な業務分野に導入できるソフトウェアと、関連するオプション、役務からなります。

ITツール区分	パッケージ	業務プロセス
ソフトウェア	見積本家 原価/出面/入金支払 業務パッケージ (8つの機能パッケージ) 歩掛/予算キット	①顧客対応・販売支援
		②決済・債権債務・資金回収管理
		③調達・供給・在庫・物流
		④人材配置
		⑤業務固有プロセス（実行系）
		⑥業務固有プロセス（支援系）
		⑦会計・財務・資産・経営
		⑧総務・人事・給与・労務
	効率化パッケージ	⑨自動化・分析
	汎用パッケージ	⑩汎用
オプション	機能拡張 / データ連携ツール / セキュリティ製品 / ホームページ関連費	
役務	導入コンサルティング / 導入設定・マニュアル作成・導入研修 / 保守サポート	

申請条件

A類型

(補助金申請額 40万円以上 150万円未満の場合)

上図 **青枠** から1つ以上の業務プロセスを選択

上図 **赤枠** から計2つ以上のプロセスが含まれていること

B類型

(補助金申請額 150万円以上 450万円以下の場合)

上図 **青枠** から3つ以上の業務プロセスを選択

上図 **赤枠** から計5つ以上のプロセスが含まれていること

以前にIT導入補助金を利用されたお客様も2019年度利用できます！

平成28年度補正/平成29年度補正 IT導入補助金を受け取った中小企業・小規模事業者も本年度事業での申請が可能です。

申請条件

これまでに補助金を使って導入した製品と同一の製品を申請しないこと

お問い合わせ先→



株式会社アイキューブ

東京都新宿区山吹町333江戸川橋アクセスビル7F

TEL 03-3268-8389/FAX 03-3268-7389

http://www.icubenet.co.jp/